

◎議 事 日 程（第5号）

令和7年9月26日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 特別委員長報告
- 日程第3 議案第37号 愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第38号 愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第39号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第40号 令和7年度愛西市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第41号 令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第42号 令和7年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第43号 令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 認定第1号 令和6年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 令和6年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号 令和6年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 令和6年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 令和6年度愛西市水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 認定第6号 令和6年度愛西市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第44号 令和7年度愛西市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 委員会付託の省略について
- 日程第18 議案第44号 令和7年度愛西市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 意見書案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査について
- 日程第21 総務文教委員会の閉会中の調査について
- 日程第22 建設福祉委員会の閉会中の調査について
- 日程第23 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員(17名)

1番	馬渕 紀明君	2番	佐藤 旭浩君
3番	中村 文武君	4番	河合 克平君
5番	真野 和久君	6番	永田 千佳君
7番	吉川 三津子君	9番	鬼頭 勝治君
10番	石崎 誠子君	11番	角田 龍仁君
12番	近藤 武君	13番	原 裕司君
14番	佐藤 信男君	15番	杉村 義仁君
16番	山岡 幹雄君	17番	高松 幸雄君
18番	竹村 仁司君		

◎欠席議員(なし)

◎欠番(1名)

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永 貴章君	副市長	清水 栄利子君
教育長	河野 正輝君	総務部長	井戸田 悅孝君
企画政策部長	西川 稔君	市民協働部長	山岸 忠則君
教育部長	佐藤 博之君	保険福祉部長	田口 貴敏君
健康子ども部長	人見 英樹君	産業建設部長	宮川 昌和君
上下水道部長	山田 英穂君	消防長	伊藤 政儀君
監査委員	戸谷 静治君	収納課長	丹羽 久美君
税務課長	伊藤 恒君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲尾 和彦	議事課長	長谷川 努
書記	村瀬 俊彦	書記	秋田 郁哉

午前9時30分 開議

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

ここで、本日の追加議案について、去る9月17日に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（佐藤信男君）

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（近藤 武君）

ちょっと暫時休憩、すみません。

午前9時31分 休憩

午前9時31分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

○議会運営委員長（佐藤信男君）

議会運営委員会の報告をいたします。

追加議案として議案第44号が提出されましたので、本日議会運営委員会を開催し御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告をお願いいたします。

〔「17日」の声あり〕

訂正します。

去る9月17日に議会運営委員会を開催し御協議をいただきました結果、本日御審議願うこと に決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（近藤 武君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（近藤 武君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託をしました議案等につきましては、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（山岡幹雄君）

総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、9月16日午前9時30分から開催され、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

議案第37号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、主な質疑で、今回の改正については他の市町でも同様な動きがあると思われるが、近隣の動向についてはどうなっているか、また今回の引上げを行わないと公費負担のところでは賄えなくなるという判断基準があるのかとの質問に対し、尾張9市については、いずれも9月議会にて改正予定と伺っている、引上げの判断については、国の改正においても物価上昇により引き上げられたことから、市においてもそのような状況が見込まれるという判断であるという答弁でした。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第38号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、主な質疑で、今回の改正は3歳未満児の養育をする職員に対するものであるが、対象となった職員が必要に応じて申出するのではなく人事課が一律に意向を聞くということかとの質問に対し、そのとおりであるという答弁でした。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正についてのうち、当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、今回手数料を100円値上げするということだが、近隣市町の手数料の状況はどうなっているか、また国等でも電子申請をする場合には手数料等が安くなるような状況があるが、申請の仕方によって同じサービスに対する手数料を変えるということについて、市としてはどのように考えているか、また今後、コンビニ交付が拡大した場合に料金格差をつけていくことはやむを得ないと考えるのかとの質問に対し、近隣の現状は、津島市300円、稻沢市300円、あま市200円、弥富市200円である。今回、コンビニの値上げを保留にしたのは窓口の業務量緩和と市外からでも愛西市の住民票や印鑑登録証明書を取ることが可能であるため、コンビニ交付の周知を徹底したいという目的がある、今回は金額に差をつけたが、今後はその様子を見ながら料金格差について検討していきたいと考えているという答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第38号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

[「39です」の声あり]

すみません。39、賛成多数で原案のとおり可決されました。失礼しました。

議案第40号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、学校給食費について、中学校の給食費無償ということから、値上げ分が保護者負担へとなってしまったことに対する見解はとの質問に対し、中学校の給食支援については、学校給食費に対する支援をしている自治体が限られている中、市の一般

財源により給食費を無償にしてきたが、学校給食に要する経費のうち、食材料費以外の光熱水費、施設整備費、人件費等の市の負担している経費についても高騰している状況である、給食の無償化については一般財源であるため、学校給食事業に係る経費その他の教育事業全般に係る事業費及び業務量等を踏まえて総合的に判断したとの答弁でした。

また、今後、国等から財源の支援もなく食材費が上がっていくようであれば引き続き負担を増やしていくことになるのかとの質問に対し、国の給食無償化に関する動きがあることも教育委員会としては承知しているため、今後も、国の動きを注視して教育事業全般として判断していくと考えているという答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第40号のうち当委員会に付託を受けました部分については、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、当委員会に送付されました陳情について審査いたしました。

陳情第14号：定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書については、審査いたしました結果、全員賛成で採択されました。後ほど陳情第14号は委員会として陳情に関する意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願いします。

以上、報告を終わります。

○議長（近藤 武君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長、報告をお願いいたします。

○建設福祉委員長（馬渥紀明君）

建設福祉委員会の結果を報告いたします。

建設福祉委員会は、9月17日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査していただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正についてのうち、当委員会に付託を受けた部分について、主な質疑では、外出支援サービス事業手数料は利用料金500円を直接やり取りすることになるが、担当課としてどのような相談、チェック体制を取るのかの質疑に対し、利用いただいた事業者の方から毎月市のほうへ請求が来る、その際に利用したチケットも併せて送られるため、確認して適正に利用されているか確認するという答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託を受けた部分について、主な質疑では、3款2項2目児童措置費の1,099万6,000円の補助金について、どのような積算で1,000万円になったのかの質疑に対し、積算の根拠は7月から9月分の延べ

人数を保育園等にお聞きして積算をしたという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、賛成多数で議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号：令和7年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、質疑はなく、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、主な質疑では6款1項3目償還金5,826万7,000円について、国庫支出金等過年度分返還金の内訳はの質疑に対し、介護給付費負担金国の分が516万1,825円、介護給付費負担金県の分1,005万4,093円、介護給付費交付金社会保険支払基金の分3,165万3,276円、地域支援事業交付金、国の分500万6,670円、地域支援事業費、地域支援事業交付金、県の分が311万4,881円、地域支援事業交付金社会保険支払基金が327万5,823円との答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第12号：排泄課題を抱える障害者（児）への日常生活用具認定に関する陳情書を議題とし、それぞれ委員による意見交換をしました。

その後、採決に入り、採決の結果、議案第12号は賛成者なしで不採択と決しました。

以上、建設福祉委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（近藤 武君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第2・特別委員長報告を行います。

認定第1号から認定第6号の決算につきましては、決算特別委員会において御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

決算特別委員長、報告をお願いいたします。

○決算特別委員長（竹村仁司君）

決算特別委員会の結果を報告いたします。

決算特別委員会は、9月19日午前9時から開催され、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。

お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

認定第1号：令和6年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてでは、まず消防本部・議会・監査・会計関係所管の関係につきまして、主な質疑で、財産に関する調書について、基金全体の現金区分区分内訳の有価証券のマイナス10億円の債券の種類や額面の金額、購入金額、償還の差益は幾らか、また満期ではない12億円の償還の差益はとの質疑に対し、19億円の売却の内訳は国債2億円、地方債2億円、財投機関債7億円、社債1億円、満期償還が地方債4億円、財投機関債3億円である。12月売却分7本、売却益150万円、3月売却分損益約1,300万円、合計1,100万円の損失になるとの答弁でした。

次に、総務部所管の関係につきましては、主な質疑で、財産管理費の土地購入費1,310万円についてはどこの土地で利用目的は何か、また補助金及び交付金に当たる地方税交付共同機構とはどのような組織か、また負担割合はの質疑に対し、土地購入については市役所西側に位置し公用車駐車場である。次に、地方税交付共同機構とは地方公共団体が共同して運営する組織であり、eLTAXという地方税ネットワークを利用して地方税に関する事務を合理化するため、全国の自治体が加盟している組織である。負担金の割合は、人口割、税収割、納税義務者割等が加味された割合であるという答弁でした。

次に、企画政策部所管の関係につきましては、主な質疑で、ふるさと応援寄附金について、返礼品の数は、また愛西市の特産品のレンコンの寄附総数と昨年との寄附推移はとの質疑に対し、令和6年度末の返礼総数636件のうちレンコンの数は156件であり、令和5年度は49件のため、レンコンの寄附数は大幅に増加しているとの答弁でした。

次に、市民協働部所管の関係につきましては、主な質疑で、戸籍住民基本台帳の外国人の数の増加率は、またあいさいさん祭りの決算は、出店料の決めはあるかとの質疑に対し、市の外国人の状況は、男性が139人、女性が39人、世帯数は132世帯増加している。あいさいさん祭りの令和6年度決算の主な収入は、市の交付金760万円、出店料56万円、協賛金等約120万5,000円、主な支出は会場設営費507万3,550円、シャトルバス運営費37万6,200円、イベント広場設営費約193万円であり、残額の4万8,170円を市に返還した。出店料は営利的な出店は1万円、公共的な出店は3,000円としているとの答弁でした。

次に、保健福祉部所管の関係につきましては、主な質疑で、調停弁護士委託料の内容と件数は、シルバーパートナー補助事業費が増額した理由は、また会員数が減っている要因はとの質疑に対し、社会福祉法人亀泉会との使用賃借契約終了後の調停である。次に、事業費が増額した理由は人件費の増額であり、愛西市職員給与に準じているため人事院勧告を踏まえた5人分の増額であり、会員数の減少は会員の高齢化と体調不良による減少であるとの答弁でした。

次に、健康子ども部所管の関係につきましては、主な質疑で、予防接種事業が昨年度と比較し約5,000万円増額している要因はとの質疑に対し、増額の主な要因は、子宮頸がんワクチン接種の経過措置期間満了に伴う接種者の増加と高齢者の新型コロナワクチン接種が開始された

ことによる増加となるとの答弁でした。

次に、産業建設部所管の関係につきましては、主な質疑で、道の駅再整備事業のその他特別財源が約6,300万円あるが、その内容はとの質疑に対し、立田交流地域基金と森林環境譲与税繰入金であり、その2つの基金を充てているとの答弁でした。

次に、教育部所管の関係につきましては、主な質疑で、水泳指導業務委託事業において、自動車借り上げ料の予算約631万円が約23万円となった要因は、また中学校環境整備事業の国・県支出金約170万円の対象事業は、補助率は幾らかの質疑に対しては、当初民間のバスを借りる予定であったが、市のバスを利用したことにより約23万円の支出となった、バスを利用したのは市江小学校である。また、環境整備事業の対象は佐織西中学校の給食室の空調整備で、事業費の14%を国の補助金で賄っているとの答弁でした。

質疑の後、決議を求める動議が提出されましたが、賛成少数のため否決されました。その後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、賛成多数で認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定から認定第4号：令和6年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、いずれも質疑の後、決議を求める動議が提出されましたが、賛成少数のため否決されました。

認定第2号、認定第3号並びに認定第4号については、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、賛成多数で認定されました。

認定第5号：令和6年度愛西市水道事業会計決算の認定及び認定第6号：令和6年度愛西市下水道事業会計決算の認定については、いずれも質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定されました。

以上、報告を終わります。

○議長（近藤 武君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、特別委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第37号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第3・議案第37号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~~

◎日程第4・議案第38号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第4・議案第38号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~~

◎日程第5・議案第39号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第5・議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

4番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正について反対討論を行います。

今回の手数料条例の一部改正は、市が発行する印鑑登録証明や住民票の控えなどを発行する場合の手数料を100円引き上げるものであります。こうした、別にそれに関しては頻繁に発行してもらうものでもないし、100円の負担増だからと考えるかもしれません、やはり物価高騰のこの時期に公共サービスの料金を引き上げることは問題だと考えられます。

そして、もう一点は、窓口業務の軽減、またコンビニでの端末を使った利用などに誘導していくために、印鑑登録証明や住民票の写しの発行に関して、コンビニなどの端末では200円のまま値上げをしないということになっています。幾らコンビニの端末ができるようになって利便性が上がるからといって、こうした申請をする場合に手数料に差をつけることは、申請のやり方によって手数料に差をつけることは市民サービスに対する公平性の点からも問題だと考えて反対をいたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第39号を採決いたします。

議案第39号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数あります。よって、議案第39号は原案のとおり可決決定といたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### ◎日程第6・議案第40号（討論・採決）

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第6・議案第40号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第4号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

##### ○5番（真野和久君）

それでは、議案第40号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について、反対の討論を行います。

今回の反対の理由は2点あります。

1点目は、学校給食費の値上げによって保護者への負担を増やすということあります。これに関して、この件に関しては、1食当たり60円の引上げでありますけれども、これはやはり毎日のことあります。1年間通じてになれば、かなりの負担が保護者にかかるることは明らかであります。先ほども申し上げましたが、やはり諸物価が高騰し、市民の皆さんの生活が大変な中で義務教育であり学校給食の、言ったら義務教育の中の一部である学校給食費の値上げはやはり許されるものではないと思います。さらには、中学校については、一昨年、愛西市は給食費の無償化ということを言いました。しかし、今回、料金の値上げ分だけを有料にするということは無償化という方針にも大きく反するものだと考えます。現在、国のほうでも学校給食費の無償化については議論をされていますけれども、少なくとも今現在、学校給食費の値上げをするのはやはり問題だというふうに考えます。

2点目は、子ども・子育て支援金に対する国民健康保険、また後期高齢者保険のシステム改定についてであります。そもそも本来、子ども・子育ての支援をしていくことは国の政策として非常に重要なことだと考えはしますが、しかし、ただでさえ国民健康保険や後期高齢者医療保険に関しては保険料が高騰して払えないような状況も起きている中で、子ども・子育ての支援金だからといって、その健康保険に対して支援金の上乗せをするようなシステム改定に関してはやはり認めることができません。

以上の2点について反対といたします。

##### ○議長（近藤 武君）

すみません、失礼いたします。

先ほど議席番号のほう、議案第39号の討論のところで、4番・真野和久議員と言いましたけれども、5番の間違いました。申し訳ございませんでした。

次に、11番・角田龍仁議員、どうぞ。

○11番（角田龍仁君）

それでは、議案第40号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場から討論いたします。

今回の補正予算においては、学校給食に関する賄い材料費の高騰分について、その財源を一般財源で補うのではなく、保護者負担である給食費の増額という形で補う内容が含まれております。しかし、私はこの方針に強く反対いたします。

第1に、物価高騰は保護者の責任ではありません。近年の食材価格の上昇は全国的な課題であり、子育て世帯にさらなる負担を強いることは、少子化対策や子育て支援に逆行するものです。国や自治体が公的に支えるべき性格の経費であり、保護者への転嫁は適切ではありません。

第2に、地方自治体として一般財源を活用して子供たちの食を守る義務が求められています。今回の補正予算の中には財政調整基金の組入金を行っており、一般財源を活用できなかったのか疑問に思います。全国的にも、物価高騰分を自治体が公費で支援して給食費を据え置く事例が増えております。本市においても、子育て世帯を応援し、子供の健やかな成長を保護する観点から一般財源の投入を検討すべきです。

第3に、給食費無償化は、市長が6年度より国に先行し、まず給食費は中学校の給食費無償化に取りかかられた政策であり、公約の一つに考えられ進める政策に逆行しているように思われます。

以上の理由から、私は本補正予算には賛成できません。議員の各位におかれましても、ぜひとも慎重な御判断を賜りますようお願い申し上げ、反対の討論といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

14番・佐藤信男議員、どうぞ。

○14番（佐藤信男君）

議案第40号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について賛成の立場で討論いたします。

今回の補正額は8,264万1,000円であり、補正後の歳入歳出予算額の総額は296億1,048万円であります。

歳入内訳といたしまして、学校給食費や子ども・子育て支援事業、また保育所等給食費軽減対策などの負担金や国・県補助金、繰入金などがあり、また、基幹業務システム改修や文化会館舞台照明卓改修事業などでは市債対応を行い、最後に財政調整基金で財源調整を行っております。

次に、歳出の内訳ですが、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計でそれぞれ繰出金があり、残りは保育所等給食費軽減対策、文化会館修繕工事、そして学校給食関係の賄い

材料費であり、いずれの予算計上も市民生活向上のためには不可欠と判断し、市民の実情やニーズに適合した補正予算であると理解し、賛成討論といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第40号を採決いたします。

議案第40号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数あります。よって、議案第40号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第41号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第7・議案第41号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第41号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論いたします。

1,804万6,000円のシステム改修委託料については、子ども・子育て支援金を拠出するためのシステム改修の費用の補正となります。そもそも、支援金の財源を国民健康保険被保険者の健康保険税に上乗せをして徴収をすることには反対であります。国民健康保険税の被保険者である、特にフリーランスの方については、支援金を財源とする出生後休日支援給付や育児時短就業給付の給付を受けることができません。子ども・子育て支援の財源を社会保障の抑制と支援金で国民に負担を求める、押しつけるということではなくて、子ども・子育て支援を予算の真ん中に据えて、大企業や富裕層の応分の負担を求め、また戦争準備の大軍拡をやめ、そういう中で財源を確保すべきだというふうに考え、本補正予算には反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第42号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第8・議案第42号：令和7年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第42号：令和7年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について反対の立場で討論をいたします。

206万8,000円のシステム改修費については、子ども・子育て支援金を拠出するためのシステム改修の補正という内容になります。75歳以上の方の多くの方が含まれる後期高齢者の保険料に、子ども・子育て支援のためとして負担を求めるということになります。支援金の財源を後期高齢者健康保険被保険者の健康保険料に上乗せして徴収することは反対であります。子ども・子育ての支援については、しっかりと国が予算をつける中で子ども・子育てを進めていくことが必要であるというふうに考え、この補正予算については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第43号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第9・議案第43号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第43号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論をいたします。

償還金の5,826万7,000円についての国庫支出金等過年度返還金については、前年の介護給付が少なかったための負担金の返還となります。国・県の負担割合が決まっているため、介護給付が少なくなれば過年度の返還金も多額になります。被保険者の負担についても同様であります。第9期の介護保険の計画では、年間3,000円の値上げをいたしましたが、この3,000円の値上げをしなくてもよいほどの額になっているということが分かります。3年間の計画期間内であっても、値上げし過ぎた保険料を値下げするということを求めて反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第43号を採決いたします。

議案第43号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決決定といたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

◎日程第10・認定第1号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第10・認定第1号：令和6年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

〔「議長、動議」の声あり〕

吉川議員、どのような動議ですか。

○7番（吉川三津子君）

それでは、動議の内容と理由について述べさせていただきます。

令和6年度一般会計決算を採決するに当たり不適切な処理があるので、市が文書を正してから採決すべきということを求めて動議いたします。

そして、その理由でありますが、決算調製についてであります。今回の問題は単純な会計管理者不在問題ではなく、5月末に人事課の起案で職務代理者を置き、職務代理の公印が定められているのにそれを使わず、使えないはずの会計管理者公印及び記名印で処理したものを受け取り、一連の処理をして議会に提出したことあります。

地方自治法170条第2項で定められた会計管理者の職務権限は、5月末に休職中の会計管理者から職務代理者に移りました。しかし、決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出することという地方自治法170条第2項第7号に定められた会計管理者の職務を休職中の会計管理者の公印と休職中の会計管理者名の記名ゴム印の記名押印という形で作成し、6月20日に市長は受け取りました。6月20日は休職中の会計管理者には職務権限はなく、会計管理者の公印も氏名も使うことはできませんし、職務権限のない会計管理者名で作られた文書自体が不適

正なので、その代理決裁をすることももちろんできません。愛西市公印規程で会計管理者職務代理の印が定められています。それほど重要な役職であり職務であるということです。

また、公印については、刑法165条2項に公印不正使用罪というものがあり、3か月以上5年以下の懲役になるほど公印の扱いも厳しく規定されています。それだけ公印の扱いは慎重であるべきということあります。この記名押印はさらに法的効力を持つものです。

以上の理由から、会計管理者職務代理による正規の手続を取り直し、採決を採るべきと考えます。以上です。

○議長（近藤 武君）

吉川議員、端的にいうとどういった動議名になりますか。

○7番（吉川三津子君）

採決するに当たり不適切な処理があるので、市のほうは文書を正してから議会は採決すべきということの動議であります。

○議長（近藤 武君）

前回動議が出された内容と今回の動議の内容というのは同じですか。

○7番（吉川三津子君）

不適切な処理があるので、その文書を正してくれということです。前回は説明を求めました。

○議長（近藤 武君）

確認させていただきます。吉川議員、不適切な文書を正してほしいという動議でよろしいでしょうか。

○7番（吉川三津子君）

不適切な文書を正した上で議会のほうは採決をしなければならないので、まずは市のほうに正してくださいということです。

○議長（近藤 武君）

ただいま吉川三津子議員から、認定第1号の議案に対し不適切な文書を正してほしいという動議が提出されました。この動議は、会議規則第15条の規定により、発議者のほか1人以上の賛成者が必要です。

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

この動議は1人以上の賛成者がございますので、成立いたしました。

ただいまの認定第1号の議案に対し、不適切な文書を正してほしいの動議を議題として採決いたします。

この動議のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数です。よって、認定第1号に対する動議は否決されました。

それでは、討論のほうを行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に 7 番・吉川三津子議員、どうぞ。

○ 7 番（吉川三津子君）

それでは、認定第 1 号、令和 6 年度愛西市一般会計決算について発言をさせていただきます。

動議が否決されましたし、間違った手続のものを採決するのは問題があるが、議会議長の責任は問われず責任は執行部であるとの見解がありますので、反対の立場で討論をさせていただきます。申し上げたいことがたくさんありますが、一部抜粋をして発言をさせていただきます。

最初に、動議で述べました会計管理者による決算調定について少し付け加えさせていただきます。市は、地方自治法 170 条 3 項に基づき会計管理者職務代理を選任したといいますが、地方自治法の逐条によると、この条項はあらかじめ事故の場合などの具体的要件を定めておくことが想定された条項であると書いてあります。ですから、この条項にできる規程があるから選任したというのは乱暴な自治法の解釈であり、そもそもこの問題が起きた原因は、市がこの条項に基づく条例や規程をつくっていないことがあります。また、自治法で定められた役職の代行を任命しながら、かつ愛西市公文例規程がありながら、本人に紙での辞令も出さず、庁舎内で共有もせず、公印の扱いもずさんになっていたのではないか。愛西市公印規程で定められている公印を使うのは当然です。また、公印を使う場合、管理者への申出や決裁が必要です。会計管理者公印の管理者は不在の会計管理者ですが、会計管理者及び会計室に関する決裁規程がないのに、誰の判断で公印が使われたのでしょうか。

また、愛西市市税等の領収印に関する規則で、会計管理者領収印及び代理者領収印等が定められていますが、いまだに会計管理者印が使われています。領収書が無効で回収して再発行したという事例もありますので、公印及び領収書印がどのように使われているか確認すべきです。もともとの誤りは、合併の頃、自治法改正があり収入役から会計管理者に制度が変わり、手続が漏れたのではないかと私は推測します。直ちに会計管理者に関する条例規則の整備を求めるとき同時に、職務代理と代理決裁とは全く違った手続であることを周知、そして公印の扱いのルールの徹底を求める。また、職員には自治法や条例の学びの機会を求める。

次に、格差の問題です。

歳入において、株式等譲渡所得割交付金が 7,521 万 3,000 円から 1 億 2,931 万円に大きく増え、市内にも株で利益を得ている人が多いことが読み取れます。また、非課税世帯でも遺族年金をもらっている方もいます。非課税世帯に限定した給付はとても事務作業は楽ですが、本当に困っている人の支援になっているかは疑問であります。今後におかれましては、支援の対象をどうするかしっかり研究して取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、債券の含み損の問題であります。

令和 3 年に含み損の懸念を抱えていたながら対策を取らなかった、市は、法違反ではないと言いますが、私は基金管理者としての運用の失敗という責任があると思っております。かなり専門的な判断が今後必要になります。今後におかれましては、早期にこの債券問題の要である会計管理者を選任し、一つ一つの債券の購入額、売却額を市民に情報公開しながら進めることを要望いたします。市民の税金ですから。

それから、学校統廃合について意見を述べさせていただきます。

財政調整基金や公共施設整備基金などもろもろの基金が、道の駅をはじめ市部局の事業に優先的に使われ、学校部局の学校統廃合や老朽化対策が遅れています。学校環境整備基金といった独自の基金を持ち教育環境の整備を進めてください。また、学校統廃合計画が以前の市民への説明と大きくずれています。市は長期財政計画を作成し、それを基に事業計画をし、市民に統廃合計画及び小学校の小規模化に対する考え方も明らかにしてください。魅力ある計画を示さねば、どんどん過疎化、人口減少が進みます。学校問題は人口問題に大きく関係します。市部局とも連携し進めてください。

そして、市民の移動手段についてあります。

タクシー会社が減り、呼んでも来てくれないという声が増えています。タクシーチケットをもらっても使えないという声です。県の資料によると、市で地域公共交通会議の設置をしていないのは愛西市、1市のみです。早急に設置を求める。

そして、庁舎内のごみの委託料についてあります。

海部地区環境事務組合と協議し、公平性を是正してください。この10年間の愛西市が負担してきたこのごみ委託料について、大変不公平な状況にあります。この約10年間の不公平についても是正を求める。

そして、顧問弁護士の業務についてあります。大変厳しいお話をさせていただきますが、この間、様々な課題において、市は弁護士に確認しましたという説明が多くなっています。法違反しないことはとても重要ですが、法違反しなければよいというわけではなく、弁護士には行政運営の知識は持ち合わせていません。相談先は県の市町村課ではないでしょうか。総務省等の国の関係機関にも問合せ、他の自治体の状況も丁寧にアドバイスをしてくれます。法的判断の前に、行政としての常識というか知識が重要です。相談先として職員に周知していただくことを要望いたします。

そして最後に、この認定に反対する一番の理由である道の駅についてあります。

今議会でも、工事監理の市としての共通ルールについて質問しました。市に統一したこういった工事に関する運用ルールが決まっていないことも再度確認いたしました。多くの自治体は県ガイドラインに沿った工事監理を行っています。市の各課がまちまちの運用となると、人事異動したときに困りますし、業者との癒着など不正が起きやすくなります。当市においても、市として統一ルールを定めていただき、スムーズに工事等を進めるべきと考えますので、改善を要望いたします。

また、道の駅の維持管理費で年間約1億円、そして借金返済で毎年7,000万円から1億円が見込まれます。学校統廃合と老朽化、駅周辺開発の計画があり、債券の含み損の問題、超高齢化、空き家対策、交通問題など多くの問題を抱える中、この計画にはとても賛成できません。

以上、私の反対討論です。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○ 4 番（河合克平君）

では、認定第1号：令和6年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

先ほどの吉川議員の動議等の内容に関わることとして、私も、公印の規程や代理者の印鑑についてどうあるべきかということについては疑問があるところであります。

愛西市の予算決算細則、規則については、規則の第103条には会計管理者は出納閉鎖後3か月以内に決算を調製し、証拠書類、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を添えて市長に提出しなければならないとあります。今回令和6年度では、会計管理者名で、公印は会計管理者の印鑑で市長に提出をされています。病気不在の会計管理者の会計管理者印と会計管理者名を使用して会計室室長代理が決裁を行うことまで問題ないという市の見解は、社会通念上から逸脱しているのではないかでしょうか。出納閉鎖後3か月は、会計管理者が病気不在で、会計室室長代理が代わって決算を調製しているのであれば、会計管理者職務代理印によって市長への提出というのが正しい在り方ではないでしょうか。市役所の常識は世間の非常識となっていないのか、社会通念上から逸脱した裁量がまかり通る状況、これは大きな問題ではないでしょうか。

市役所の内部統制については、基金の債券運用の市長の知らないところで多額購入の決裁や、道の駅周辺整備の契約変更や物品の購入等について議会に事後承認となったことなど、問題が多々発生しているところであります。今回の件を鑑み、内部統制をしっかりと行っていくよう市としても行うのであれば再度、令和6年度の決算の再調製と再提出、そして議決が必要であるということを考えるところであります。今回の令和6年度の決算については、再度考え方を直していただきたいということを求める次第であります。

次に、各決算の内容についてお話をさせていただきます。

基金の有価証券の運用については、マイナス19億円について基金が、有価証券が少なくなっているということについては、決算の財産の調べで財産調書について明らかになっているところであります。質疑の中で、この有価証券について額面以上で購入した債券については額面で、額面以下で購入したものについては購入金額で残高が集計されているのではないかと思われる状況でありましたので、このことについては大変問題であります。債券購入金額から債券売却金額を差し引いた実質損は、12月売却の7本の分についての10億円については、8,192万円であります。そして、3月の売却2億円については1,323万円となり1億円近い損失が含まれているのではないか、そのように考えます。また、買った、購入した金額が多ければ、今の債券基金の残高も大きく違ってくるのではないか、その疑問が解消されません。債券購入の金額、実質的な債券運用の残高についても、集計は70%を超える債券運用をされていたということについても、令和6年度決算で分かりました。そのことについても問題であります。

また、令和6年度の決算については、道の駅周辺整備の多額な投資がされました。道の駅の管理運営についても増額がされたことが6年度決算の内容になっています。このことについては、市の財政運営状況にかなりの影響を与えていたのではないかと考えるところであります。

また、高齢者の緊急通報システムを有料化し、月500円を徴収する制度に変更をしています。結果として、予算では300人を予定していたにもかかわらず決算では200人にも満たない結果となつたことについては、この有料化の施策がどうであったのかしっかりと検証する必要があるのではないかでしょうか。命を守るという点で、市の姿勢には問題があると言わざるを得ません。

続いて、以前は閲覧であった自衛隊への名簿提供の問題であります。この決算の質疑の中で、名簿提供は宛名シールで自衛隊に提供したということが分かりました。愛西市の市民の未成年の方たちに自衛隊への勧誘を勧める、その拍車をかけるものにつながるのではないかという点で問題があると考えます。また、決算の審議の中で幾つかの施策の中で多額な一般財源が使用されている問題もあります。平準化のために起債を利用する、活用するという方法ができたのではないかということも合わせて求めるところであります。また、その平準化を取る方法を行ってこなかったこの令和6年度であります。

子ども医療費の18歳年度末の医療費の無料化や中学校給食の無償化によって、子育て世帯の負担の軽減がなされ、物価高騰の一助になったことについては令和6年度については評価するところですが、しかし、在宅障害者扶助料の削減や障害者等や後期高齢者福祉医療の削減についても決算の中で分かったところであります。こういった福祉を削減してきたということも、この令和6年度の決算の審査の中で分かりました。

学校教育についてもしかりであります。

学校教育施設の老朽化は顕著でありますが、適正化を理由に老朽化が遅れているのではないかということについて、非常に疑問がより一層進んだのが令和6年度の決算であります。立田中、永和中、また全小学校での体育館の空調設備を行いませんでしたし、トイレの洋式化も進んでいません。計画的に進めることが必要です。

また、自治体の役割は住民の福祉の向上であります。扶助費が増えるのは当然であるにもかかわらず扶助費を減らすということ、また扶助費が高額になっていることによって市の財政が困難であるような印象づけるような答弁がたくさんありました。

道の駅の周辺整備については、多額な投資については、思考停止のように、あれも使いますこれも使いますと市の財源をどんどん使っている状況も一層明確になったところであります。自治体の役割である住民福祉の向上、そのことがこの令和6年の中では貫かれていたかどうかについては非常に疑問が残る決算の内容となりましたので、この決算については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に1番・馬渕紀明議員、どうぞ。

○1番（馬渕紀明君）

認定第1号：令和6年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について討論をさせていただきます。

一般質問、議案質疑、決算特別委員会において幾つか質問させていただき、財政状況や予算

の適正な執行及びその成果等を確認させていただきました。

歳入の市税、市税収入は市財政の根幹となる財源です。その市税においては、前年度決算額と比較し1.7%の減収、市税の内訳として市民税では法人分が増収となりましたが、個人市民税は減収となり、今後も人口減少の影響で減収になることが見込まれます。人口減少の影響が受けにくい固定資産税は横ばい、軽自動車税は4%の増、市たばこ税は1.7%減となりました。財源不足を基金を繰り入れるという歳入構造が続き、令和元年度末の時点での財政調整基金の市民1人当たりの残高は約10万1,000円でしたけれども、令和6年度末になると約6万9,000円と大きく減少しております。

歳出では、支出が法令などで義務づけられている義務的経費が歳出の2分の1を占める構成比で、その義務的経費の増加は財政の硬直化を引き起こす要因となり、その一つの指標でもある経常収支比率は、令和3年度が87.5%、4年度は91.7%、5年度は94%、そして6年度は94.9%と上昇し続けています。

一般質問の答弁では、経常収支比率が上昇する傾向にあることから、このままで市の裁量による施策、事業は困難となるおそれがあり、経常経費の大幅な増加を抑制する取組が必要だと考えているとありました。この経常収支比率の改善に向けて取り組んできたことを質問しました。その答弁では、企業誘致による固定資産税の増収等による歳入増や事業検証等により、経常経費の増加を抑制する取組を進めてきたとありました。しかし、その事務事業の見直し等による効果額は幾らだったのかという質問に対して、令和3年度を基準に、令和4年度から6年度まで個別取組事項の効果額では185万6,000円と効果額が低いことも分かりました。要因として、近年の急速な物価高騰や人件費上昇を受け、主に庁舎等の維持管理費の増加や外郭団体への補助を含む補助金の増加がマイナス要因と答弁がありました。私は以前から公共施設の再編、事務事業の見直しや外郭団体の補助金など、経常的な支出削減に努めていただきたいと議会等で求めてきたところであります。今後は、よりスピード感を持って取り組んでいただくことを求めます。

また、市長からは、気づかないところでまだまだスリム化できる部分もあるという答弁や、歳出における事務事業の見直しを徹底するよう全庁的に指示をしたとも答弁がありましたので、来年度予算には反映するよう、そして行財政改革を進めていただくことをお願いいたします。

今議会の決算特別委員会の答弁では、目標数値はないとか、把握していないなど曖昧で危機感等が感じられない担当課もありました。歳入歳出予算額と決算額との比較、成果を検証する立場でもあるので、自主財源の確保に努力したのか、非効率的な支出ではなかったのか、目標に対して達成できたのか、取り組んできた成果があったのか、工事については計画設計は適正であったのかなどはっきりした答弁を今後はお願いしたいと思います。私たち議員も審査、判断、また正確な情報を伝えていくことに努めていかなければなりませんので、お願いしたいと思います。

最後に、市民に納めていただいた税金がどのように使われたのか、そしてどのように伝えていくのか各自治体も工夫されています。今年6月議会、角田議員の一般質問で、年収500万円

の家計に例えられて質問されました。非常に分かりやすく、とてもよかったです。私も昨年9月議会でしたが、一般質問で家計に例えて市民に分かりやすい周知を検討していただきたいとお願いしてきましたが、その後どうなっているのでしょうか。市民への分かりやすい決算状況、また財政状況の周知もお願いいたしまして、令和6年度愛西市一般会計歳入歳出決算を認め、賛成討論といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、11番・角田龍仁議員、どうぞ。

○11番（角田龍仁君）

それでは、認定第1号：令和6年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から答弁いたします。

今回の決算書においては、会計管理者が休職中であったため職務代理者が決裁を行ったにもかかわらず、会計管理者職務代理者印ではなく会計管理者印が押印されていた事例が確認されました。公印規程の趣旨からすれば、職務代理者である決裁の場合は、当然ながら職務代理者印を使用することが適切であります。決裁権限の所在を明確にし、組織としての説明責任を果たすためにも、今後は職務代理者印の使用を徹底していただきたいと考えます。

以上の附帯意見を申し添え、令和6年度決算認定に賛成いたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第1号を採決いたします。

認定第1号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第1号は認定と決定いたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

○日程第11・認定第2号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第11・認定第2号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

〔「議長、動議」の声あり〕

河合議員、どのような動議ですか。

○4番（河合克平君）

病気休職中の会計管理者印、また氏名印で市長に提出された決算書については、職務代理者印に変更を行い再調製して再提出をされることを求める決議を議会として承認、議会として採決いただきたいという、そういう動議であります。いいですか。

○議長（近藤 武君）

端的にいようと、どういう形になりますか。

○4番（河合克平君）

令和6年度決算の再調製、再提出を求める決議を議会に、議会で決議を求める動議であります。

○議長（近藤 武君）

ただいま河合克平議員から認定第2号について、令和6年度の決算について再調製、再提出を求めるという動議が提出されました。

この動議は、会議規則第15条の規定により、発議者のほか1人以上の賛成者が必要です。賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

この動議は1人以上の賛成者がございますので、成立いたしました。

ただいまの認定第2号について、令和6年度の決算歳入歳出について、再調製、再提出をしてほしいという動議について採決いたします。

この動議のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数です。よって、認定第2号の動議は否決されました。

それでは、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、認定第2号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

先ほどの動議が認められなかった、また認める決議が上がらなかったことについては非常に残念であります。病気不在の会計管理者の会計管理者印と会計管理者名を使用して、会計室室長代理が決裁を行うということが問題ないという市の見解は、社会通念上からも逸脱している状況であります。再度、再調製、再提出が必要であるということが一つの反対の理由であります。

もう一点は、令和6年度は国民健康保険税が大幅な値上げがされました。被保険者が減少しているにもかかわらず、健康保険税は構成比も前年比も大きく増加をいたしました。また、税率が増えたことにより、超過額世帯も増えたところであります。さらには、収納率は低下をしている状況が分かりました。このことは、被保険者の負担が増えているということを決算で証明したことになるのではないでしょうか。退職後には、誰もが被保険者になる国民健康保険の税負担、この軽減を求め本決算には反対といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第2号を採決いたします。

認定第2号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第2号は認定と決定いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を11時とさせていただきます。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

◎日程第12・認定第3号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第12・認定第3号：令和6年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

〔「議長、動議」の声あり〕

河合議員、どういった動議ですか。

○4番（河合克平君）

では、動議の内容は、病気休職中の会計管理者印、またゴム印で市長に提出された決算書について、職務代理者が任命されているのであれば職務代理者印で行うべきと考えます。よって、令和6年度の決算の再調製、再提出が必要であると考えますので、議会としてそのことを求める決議を行ってほしいという動議であります。

○議長（近藤 武君）

河合議員、先ほどの認定第2号と同じですよね。

○4番（河合克平君）

はい。

○議長（近藤 武君）

内容としては。

○4番（河合克平君）

一緒です。

○議長（近藤 武君）

そうすると、同じ議会内で同じ内容ですので一事不再議という形で。

○4番（河合克平君）

これは違うよ、議案が違うじゃない。議案が違いますよ。

議案が違うので一事不再議にはならんでしょう。

○議長（近藤 武君）

ちょっと暫時休憩でお願いします。

午前11時01分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会を開催していただきました。

その内容を議会運営委員長に報告していただきます。

○議会運営委員長（佐藤信男君）

先ほどの議会運営委員会の報告をさせていただきます。

進め方として、同じ内容であっても1議案ごとに進めることとなりました。

以上、報告させていただきます。

○議長（近藤 武君）

それでは、先ほど認定第3号について河合議員から動議が出されました。内容をもう一度お願いしていいですか。

認定第2号と同じ内容の動議であります。

この動議は、会議規則第15条の規定により、発議者のほか1人の賛成者が必要です。

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

この動議は1人以上の賛成者がございますので、成立いたしました。

ただいまの動議について採決いたしたいと思います。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少數です。よって、先ほどの認定第2号と同じ内容の動議は否決されました。

それでは、討論のほうを行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

認定第3号：令和6年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

こちらの認定についての動議が認められなかつたということについては、非常に残念でございます。病気不在の会計管理者の会計管理者印と会計管理者名を使用して会計室室長代理が決裁を行ったことによって、この決算書は調製されたものであります。その内容については、市は問題がないということを言っておりますが、私は、社会通念上の見地からは、社会通念上から逸脱をしているというふうに考えるところであります。内部統制を正しくするということを考え、令和6年度愛西後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、再調製、再提出を求めるものであります。

また、この後期高齢者医療保険については、保険料が15.2%と大幅な増額となっています。そして、構成比も1.3%上がっている状況であります。被保険者の加入率は0.7%の増額であります。また、1人当たりの医療給付費も減少しているということであります。後期高齢者の負担増は、この決算でも明らかになったところであります。加入されている方は減少し、加入されている方の医療費給付は減少しているにもかかわらず、医療保険料が上がっているということが大変問題であります。後期高齢者の負担増となる本決算には反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第3号を採決いたします。

認定第3号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第3号は認定と決定いたします。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

◎日程第13・認定第4号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第13・認定第4号：令和6年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

〔「議長、動議」の声あり〕

河合議員、どういった動議ですか。

○4番（河合克平君）

認定第4号：令和6年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算について、再度調製をし再度提出を求める、そういう内容で議会として決議を上げてほしいという動機であります。以上です。

○議長（近藤 武君）

ただいま河合議員から、先ほどの認定第2号、第3号と同じ内容の動議が提出されました。この動議は会議規則第15条の規定により、発議者のほか1人以上の賛成者が必要です。賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

この動議は1人以上の賛成者がございますので、成立をいたしました。

ただいまの動議を議題として採決いたします。

この動議のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少數です。よって、この動議は否決されました。

通告に従い、討論のほうを進めています。

まず、反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員どうぞ。

○4番（河合克平君）

認定第4号：令和6年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

1点は、病気不在の会計管理者の会計管理者印と会計管理者名を使用して会計室室長代理が決裁を行って、この決算が調製されたということあります。内部統制を正しくするためにも、令和6年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算を再度調製し、再提出をしていただくことが必要であるということを意見として述べさせていただきます。

また、この介護保険の特別会計につきましては、第9期の介護保険計画の1年目の決算であります、保険給付費は前年対比103.9%、保険料は106.1%となり、保険給付の伸び以上に保険料の負担が増えていることが分かりました。また、要介護認定者、要介護・要支援者認定者も微増となっている状況であります。さらには、介護準備基金は予定よりも残高が減少しなかった状況がありました。9期の介護保険料については、値上げし過ぎたのではないかということがこの決算の審議の中で読み取ることができます。1人当たり3,000円ほどの保険料を値下げすることにつなげるだけの費用の負担が、被保険者の負担が少なくて済んだのではないかというふうに決算を通じて確認が取れましたので、負担増となっている決算に反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第4号を採決いたします。

認定第4号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第4号は認定と決定いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○日程第14・認定第5号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第14・認定第5号：令和6年度愛西市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、認定第5号：令和6年度愛西市水道事業会計決算の認定について反対討論を行い

ます。

令和6年度に関しては令和6年の4月から8回、佐織地区の料金体系について同じ年に平均6.75%の値上げを行いました。料金の差についてはまだありますが、統一そのものについてはその方向で進めるよう我々も考えていますが、しかし、それを口実にして水道料金そのものが大きく値上がりをしたことは大きな問題があります。そうした中で、水道事業の収益、収支については改善をしているという状況ではありますが、やはり、市民にとってはこれだけ大きな料金値上げは許せるものではありません。

また、水道の有収率が悪い原因として、水道管の漏水が原因であるというようなことも委員会等で話がされていましたが、こうした老朽管等の対策が非常に重要になっています。老朽管は47%ほどあるという話ではありますけれども、やはりこうしたものを計画的に改修する場合にも水道料金にそのまま転嫁するのではなくて、起債を活用し、料金負担が増えないような計画を立てるべきであります。こうした水道料金そのものが愛知県下でも非常に高い状況になっている中でこれ以上の値上げは許せませんし、やはり少しでも料金が下がるような努力を重ねてお願いして、反対といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第5号を採決いたします。

認定第5号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第5号は認定と決定いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

◎日程第15・認定第6号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第15・認定第6号：令和6年度愛西市下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

認定第6号：令和6年度愛西市下水道事業会計決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

合併前から、公共下水道事業については大変危機感を持ってきた私であります。今後、大きな負担を背負う公共下水道事業です。全ての工事が終われば、今度は古い下水道管の改修で先が見えないトンネルの中にいるような事業がこの公共下水道事業です。人口減少の中、下水道料金は上がり、一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないのが公共下水道事業です。少しでも

人口密度の低いところから対象区域を外し、合併浄化槽の方式に転換すべきと考えますので、この認定第6号には反対をいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、認定第6号：令和6年度愛西市下水道事業会計決算の認定について、反対討論を行います。

広域下水道事業に関しては、やはり大規模工事で多大な費用がかかるという点や災害時などにも一切使えなくなってしまう可能性もあるなど、非常に大きな問題を抱えていることはこれまでも指摘をしてまいりました。そもそも、下水道事業が、公共下水道事業が始められることに対しても、我が党日本共産党としては反対をしてまいりました。

現在、現状についても接続率が60%以上なかなか上がらないという原因として、やはり高齢者の方々の世帯が多いということがあります。私の周りでも、高齢の方はなかなか接続下水道に関して接続することに関して、自分の余命を考えればというふうでいって接続をしてもらわないでもというようなという声もやはり多々あります。そうした中で、今後人口も減少する、そしてさらには高齢者の方々がお亡くなりになっていくというような中で、公共下水道そのものについて接続する人が大きく減っていくような状況にもなっています。

市は、下水道計画の見直しによって大きく公共下水の地域を減らしました。しかし、それにおいて、それをしたからといってそれで十分にやっていけるわけではないと考えます。

以上の点から、下水道事業会計の決算に反対をいたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第6号を採決いたします。

認定第6号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数あります。よって、認定第6号は認定と決定いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

◎日程第16・議案第44号（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第16・議案第44号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（井戸田悦孝君）

それでは、議案第44号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について御説明いた

します。

この補正予算は、令和7年8月に提出されました法人市民税の確定申告書により予定納税された法人市民税、法人税割額が減額となつたため、速やかに還付する必要があることから、補正予算を編成したものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ846万8,000円を追加し、総額を296億1,894万8,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

まず、歳入について御説明をいたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で、本補正予算の財源として846万8,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

2款総務費、2項徴稅費、1目稅務総務費で、市税還付金として846万8,000円を増額計上いたしました。

以上で、議案第44号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、議案第44号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

議案第44号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について質問をいたします。

この内容についてですが、補正をなぜ行わなければならなかつたのか、その理由と、令和7年度の当初予算は2,400万円ということで、当初予算がありますけれども、その当初予算の執行状況について確認をさせてください。また、補正予算のメモの中では、19件の方々、法人の方々の還付があるということで説明はありますけれども、最大の還付と最小の還付の金額について確認をさせてください。

さらには、還付加算金について、4万円ほどの還付加算金がありますけれども、還付加算金の計算方法、加算金というのはつけて返還をするということですね、なので、その加算金の返還方法を教えてください。また、還付する時期、日付等決まっているようでしたら教えてください。

以上、よろしくお願いします。

○収納課長（丹羽久美君）

それでは、答弁をさせていただきます。

まず、補正の理由についてです。

こちらの補正については、現在の予算総額では支払いができないことによる補正を計上させていただいております。

次に、7年度の執行状況についてです。8月末時点で約1,840万、執行率としまして76.8%となっております。

続きまして、還付のうちの最大、最小額についてですが、こちらにつきましては、最高額が791万7,000円、最低額が1,100円となっております。

続きまして、還付加算金の計算方法です。還付加算金につきましては、還付金額に還付加算金割合、0.9%になりますが、こちらを掛けていただきまして、さらに還付加算日数を掛け、その後365日の365で割り返したものになります。

次に還付する時期、そちらにつきましては、還付の日は具体的には現在決まっておりませんが、今回の補正予算をお認めいただければ速やかに手続を行い、10月上旬には還付したいと考えております。以上です。

○4番（河合克平君）

1点だけ。700万円の還付ということと1,100円ということがあります、予定納税分を還付するということなので、市中の市内の財政状況が大きく悪くなっているからということなのか、この還付が多くなってしまう理由というのが分かっているようであれば、市として検討されているようであればその内容について教えてください。お願いします。

○税務課長（伊藤 恒君）

予定納税から確定申告に伴って還付が発生するということですけれども、予定納税につきましては、前年度の法人税割額に対して半分を納めるよということがあります。なぜ確定申告で落ちるのかということだと思いますが、要件としては2つあると思います。収益のほうが落ちた、経費がかさんで、収入は変わらないですけれども、経費がかさんだ場合。もしくは、役員等が退職すると退職、いわゆる退職金みたいなものなんですけれども、それは経費として算入することができるということがあります、そういったものが算入されると益として、収益としては落ちてしまう、そうなると還付が発生する。その部分については、やはり我々のほう、市のほうとしてはなかなか読みづらいところがあるということになるかと思います。ですので、原因としてはなかなか把握しづらい部分であるかなと考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ○日程第17・委員会付託の省略について

#### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第17・委員会付託の省略についてを議題といたします。議案第44号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御

異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第44号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第44号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第18・議案第44号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第5号）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第44号を採決いたします。

議案第44号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・意見書案第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第19・意見書案第1号：定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務文教委員長（山岡幹雄君）

意見書案第1号の提案説明をさせていただきます。

意見書案第1号、愛西市議会議長・近藤武殿、総務文教委員会委員長・山岡幹雄。

本日付でございます。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものです。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案につきましては、政府予算編成に当たり、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保するよう強く要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年9月26日、愛西市議会。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、意見書案第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第1号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への送付を省略いたします。

次に、意見書案第1号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○日程第20・議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第20・議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により閉会中に継続審査及

び調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第21・総務文教委員会の閉会中の調査について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第21・総務文教委員会の閉会中の調査についてを議題といたします。

総務文教委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により閉会中に調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。総務文教委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、総務文教委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・建設福祉委員会の閉会中の調査について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第22・建設福祉委員会の閉会中の調査についてを議題といたします。

建設福祉委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により閉会中に調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。建設福祉委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、建設福祉委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第23・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第23・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長からの所管事務について、会議規則第109条の規定により閉会中に継続審査及び調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継

続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（日永貴章君）

令和7年9月議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、9月1日の開会以来、条例の一部改正、補正予算、決算の認定など全ての議案につきまして慎重に御審議をいただき、また御議決を賜り、誠にありがとうございました。

補正予算のうち、保育所等給食費軽減対策補助金や学校給食を安定的に確保するために必要な経費等につきましては、今後事務などを進めてまいりますので、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

令和6年度決算につきましては、御承認いただき、誠にありがとうございました。本会議及び委員会での審議を通じいただきました御意見、御提案などにつきましては、慎重に検討いたしまして、今後の市政運営につなげてまいりたいと考えております。

さて、季節も先週あたりから秋らしくなり、朝晩は幾分過ごしやすくなつてまいりました。市内各所では今後、体育大会やあいさいさん祭り、文化祭などをはじめ、各種行事、イベントの開催が予定をされております。また、今年は市制20周年記念式典も11月22日の土曜日に予定をしております。議員各位におかれましても、積極的な御参加をお願いしたいと思っております。

また、この時期は台風シーズンとなり、日頃からの防災に対する備えが重要となつてまいります。議員各位におかれましても、防災に対する備えを万全にしていただき、また啓発につきましても、より一層の御協力をお願いしたいと思います。

結びに、議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただきまして、それぞれのお立場で市政発展のため格別の御尽力を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

これにて令和7年9月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午前11時57分　閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに
署名する。

愛西市議会
議長 近藤武

会議録署名議員
第2番議員 佐藤旭浩

会議録署名議員
第3番議員 中村文武